

令和5年度

第2回 香川県公共事業評価委員会

令和5年10月19日

目 次

| | |
|---------------------------|----|
| ○ 議事次第 | 1 |
| ○ 委員会委員名簿 | 2 |
| ○ 香川県公共事業評価実施要領 | 3 |
| ○ 香川県公共事業評価委員会設置要綱 | 6 |
| ○ 香川県公共事業評価委員会傍聴要領 | 8 |
| ○ 新規事業採択時評価対象事業位置図 | 10 |
| ○ 新規事業採択時評価対象事業総括表 | 11 |
| ○ 新規事業採択時評価の視点と対応方針決定の考え方 | 12 |
| ○ 新規採択時評価実施要領 | 13 |

《別添資料》

【新規事業採択時評価】

| | |
|---|------|
| ○ 上谷川 事業間連携砂防等事業 | 資料－1 |
| ○ 清水川 事業間連携砂防等事業 | 資料－2 |
| ○ 明神川（西村） 事業間連携砂防等事業 | 資料－3 |
| ○ 高松港 重要港湾改修事業（玉藻地区） | 資料－4 |
| ○ 社会資本整備総合交付金事業（防災・安全）三本松港海岸 海岸浸食対策事業（須賀地区） | 資料－5 |
| ○ 浸水対策下水道事業 勅使第1地区（大規模雨水処理施設整備事業） （高松市公共下水道） | 資料－6 |
| ○ 浸水対策下水道事業 今津他4地区（大規模雨水処理施設整備事業） （丸亀市公共下水道） | 資料－7 |

令和5年度 第2回 香川県公共事業評価委員会

議 事 次 第

日 時：令和5年10月19日（木）9：30～

場 所：香川国際交流会館 アイパル香川 3階第2、第3会議室

1 開 会

2 新規事業採択時評価の審議

○ 新規事業採択時評価の説明及び質疑応答

3 そ の 他

4 閉 会

香川県公共事業評価委員会委員名簿

(令和5年8月現在)

| | |
|-------------------|-------|
| 香川大学 名誉教授 | 白木 渡 |
| 香川大学創造工学部 教授 | 角道 弘文 |
| (株) 人間科学研究所 所長 | 池田 弘子 |
| (一社) 香川経済同友会 専務理事 | 國村 一郎 |
| 佐藤好美建築工房 主宰 | 佐藤 好美 |
| 香川大学創造工学部 教授 | 末永 慶寛 |
| 香川大学経済学部 准教授 | 福村 晃一 |

以上 7 委員 (敬称略・順不同)

香川県公共事業評価実施要領

第1 目的

公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るとともに、事業計画の効果・効率性や事業効果の発現状況等の検証を行うため、県が事業主体となって実施する公共事業の評価（以下「事業評価」という。）に関して必要な事項を定めることを目的とする。

第2 事業評価の対象

対象とする事業は、県が事業主体として実施する事業のうち、維持・管理に係る事業、災害復旧に係る事業、局部改良事業等の比較的小規模な事業及び単独事業を除く全ての事業とする。

第3 事業評価の区分と対象範囲

事業評価の区分と対象範囲は、以下のとおりとする。

なお、以下に掲げる評価を実施する事業以外の事業についても、国の定める要領及び要綱等に準じ、適宜、適切な時期に評価を実施するものとする。

1 新規事業採択時評価

新規事業採択時評価を実施する事業は、以下のとおりとする。

- (1) 事業費を予算化しようとする事業
- (2) 準備・計画に要する費用を予算化しようとする事業

2 再評価

再評価を実施する事業は、以下のとおりとする。

なお、再評価を実施しようとする年度に事業が完了又は既に主要な工事を完了している事業については、対象事業から除くことができるものとする。

- (1) 事業採択後5年目で未着工の事業
- (2) 事業採択後10年目（ただし、補助事業は5年目）で継続中の事業
- (3) 再評価実施後5年間が経過している事業
- (4) 上記以外の事業で、再評価の実施の必要が生じた事業

3 事後評価

事後評価を実施する事業及び整備計画は、以下のとおりとする。

- (1) 事業完了後一定期間（5年以内）が経過した事業で、県が事後評価を行う必要があると判断する事業
- (2) 整備計画終了後

4 その他

上記1、2及び3以外の評価のうち、社会経済情勢の急激な変化、技術革新等により事業評価の実施の必要が生じた事業

第4 事業評価の実施及び結果等の公表

1 事業評価の実施時期

- ① 第3の1の事業については、当該予算に係る年度の前年度末までに実施する。
- ② 第3の2（1）の事業については、事業採択後5年目の年度末までに実施する。
- ③ 第3の2（2）の事業については、事業採択後10年目（ただし、補助事業は5年目）の年度末までに実施する。
- ④ 第3の2（3）の事業については、再評価実施時から5年間が経過後の年度末までに実施する。
- ⑤ 第3の3（1）の事業については、事後評価の対象となる年の年度末までに実施する。
- ⑥ 第3の3（2）の整備計画については、計画期間の終了後又は計画期間の最終年度中に実施する。

2 評価結果、対応方針等の公表

評価結果及び対応方針等を、対応方針の決定理由、結論に至った経緯等とともに公表するものとする。

第5 事業評価の手法

事業評価にあたっては、対象事業の特性に応じて評価を行う際に整理すべき指標及び対応方針を決定する際の判断基準等（以下「評価手法」という。）について、適宜設定するものとする。

なお、国の定める要領及び要綱等に規定のある事業の評価を実施する場合は、国の定める要領及び要綱等に基づいた評価手法に準ずるものとする。

第6 対応方針の決定

知事は、事業評価の実施に当たり、第三者の意見を求める諮問機関として、香川県公共事業評価委員会を設置し、意見を聴き、その意見をできる限り尊重して、対象事業の対応方針（継続、事業計画の見直し、休止又は中止若しくは改善措置に関する方針等）を決定するものとする。

第7 その他

この要領に定めるもののほか、事業評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附則

- 1 この要領は、平成24年8月17日から施行する。
- 2 令和2年2月18日 一部改正

香川県公共事業評価委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 香川県公共事業評価実施要領に基づき、専門的な見地からの意見を求めるため、香川県公共事業評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、知事の諮問に応じ、事業評価に係る県公共事業の対応方針について調査審議し、その適否等について知事に答申するものとする。

2 委員会は、調査審議するにあたっては、事業評価に係る県公共事業のうちから特に重要と認める事業を抽出し、当該事業について調査審議のうえ、知事に答申するものとする。

(組織)

第3条 委員会は委員7人以内で組織する。

2 委員は、地域の実状をよく理解している公平な立場にある有識者のうちから、知事が委嘱する。

3 委員の任期は2年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を各1名置く。

2 委員長は委員が互選し、副委員長は、委員長が指名する。

3 委員長は、会務を総括する。

4 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員長は、委員会の会議を招集することが適切でないと認められるとき、委員の同意を得て、委員への持ち回りの審議により会議の開催に代えることができる。

(意見の聴き取り)

第6条 委員会は、調査審議するため必要があると認めるときは、委員以外の人の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(特例)

第7条 委員会は、市町（一部事務組合を含む。）から当該市町の実施する事業評価に係る公共事業の対応方針について意見を求められた場合においては、第1条及び第2条の規定にかかわらず、当該対応方針について調査審議し、当該市町に答申するものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、香川県土木部技術企画課において行う。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成10年11月11日から施行する。
- 2 第5条第1項の規定にかかわらず、最初の委員会は、知事が招集する。
- 3 平成13年12月18日 一部改正
- 4 平成24年8月17日 一部改正
- 5 令和元年7月30日 一部改正
- 6 令和3年8月20日 一部改正

香川県公共事業評価委員会傍聴要領

(この要領の目的)

第1条 この要領は、「審議会等の会議の公開に関する指針(平成10年3月30日策定)」(以下「指針」という。)に基づき、香川県公共事業評価委員会の会議(以下「会議」という。)を公開する場合における当該会議の運営上必要な事項を定めることを目的とする。

(傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は一般傍聴席と報道関係者席とに分ける。

2 一般傍聴席は10席とする。ただし、次条第3項ただし書の場合はこの限りでない。

(傍聴の申込み、受付)

第3条 一般傍聴席で会議を傍聴しようとする者は、会議の開催時刻30分前から開催時刻までの間に、関係の係員に申し出て、備え付けの傍聴受付簿に住所及び氏名を記載し、傍聴の申込みをしなければならない。

2 前項の申込みの受付は、次条に掲げる者を除き、先着順で行うものとする。

3 一般傍聴席で会議を傍聴できる者は、傍聴受付簿に記載した先着10名とする。ただし、会議の議長が、特に必要があると認めるときは、会議の会場のスペース等を勘案のうえ、一般傍聴席の数を増加し、当該増加席数に応じ、次順位者から傍聴を認めることができるものとする。

4 傍聴人は、会議の議長の指示に従い、会議の会場に入場しなければならない。

(傍聴席へ入場できない者)

第4条 次に掲げる者は、会議の会場に入場することができない。

- 一 酒気を帯びていると認められる者
- 二 異様な服装をしている者
- 三 きょう器その他危険物と認められる物品を携帯し又は獣類を連れた者
- 四 かさ、のぼり、標識、びら、看板、その他これらに類するものを携帯した者
- 五 その他審議を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者

(傍聴人の遵守事項)

第5条 傍聴人は、次の事項を守らなければいけない。

- 一 拍手その他公然と可否を表明し、又は騒ぎ立てる等審議を妨害しないこと。
- 二 帽子、外とうの類を着用しないこと。
- 三 飲食物を持ち込んで飲食しないこと。
- 四 不作法な姿勢をしないこと。

- 五 所定の席にて傍聴を行うこと。
- 六 会議の議長の許可なく、会議の様態を撮影し、録音しないこと。
- 七 その他秩序を乱すおそれのある行為をしないこと。
- 八 指針第3項ただし書に基づき、会議が非公開とされた場合には、会議の議長の指示に従い、速やかに退場すること。

(会場の秩序維持)

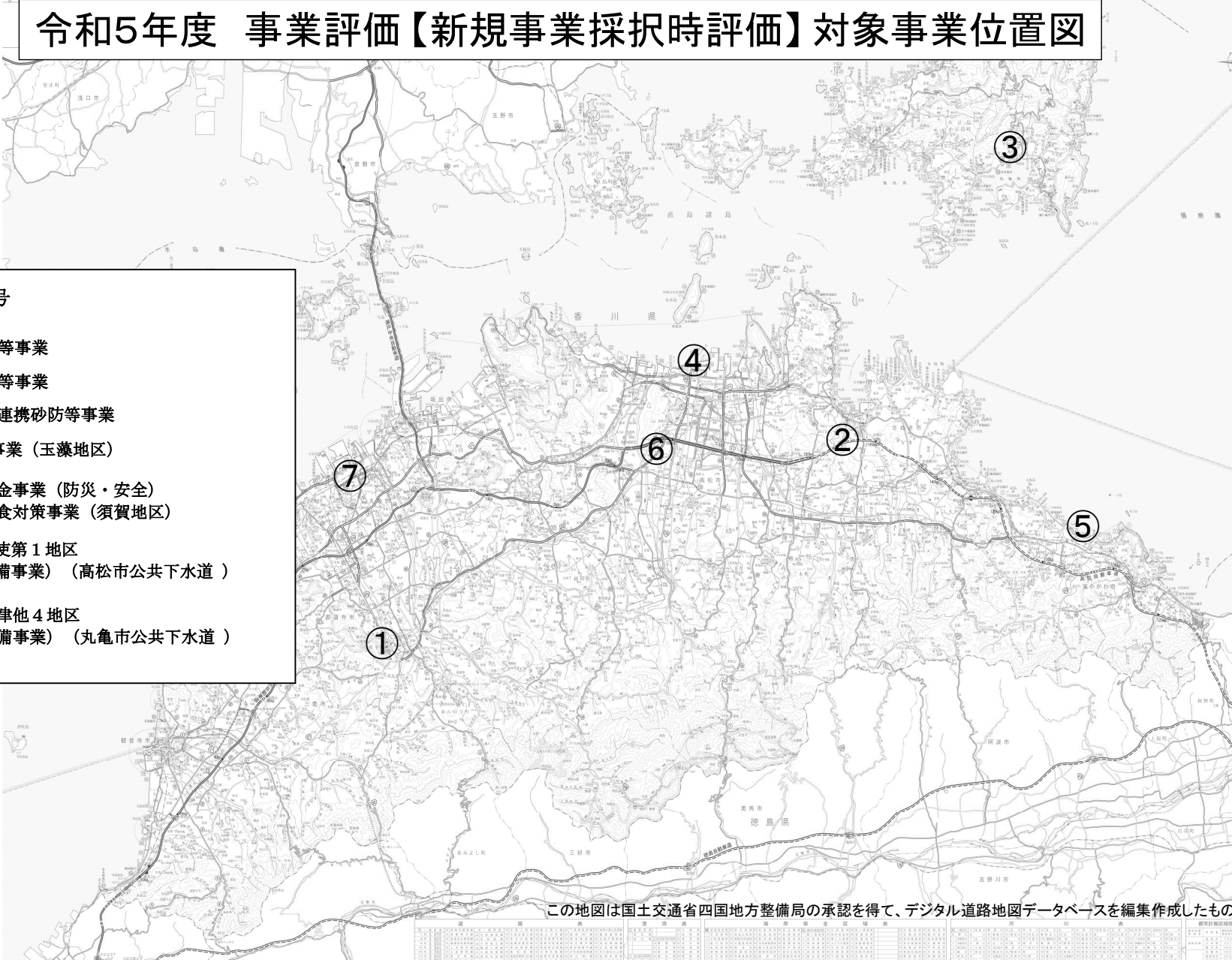
第6条 傍聴人において前条の規定を守らない者があるときは、会議の議長は、これを注意し、なお守らないときは退場を命じることができる。

附 則

- 1 この要領は、平成19年11月1日から施行する。
- 2 この要領は、平成24年8月17日から施行する。

令和5年度 事業評価【新規事業採択時評価】対象事業位置図

- 数字は評価対象番号
- ①上谷川事業間連携砂防等事業
- ②清水川事業間連携砂防等事業
- ③明神川（西村）事業間連携砂防等事業
- ④高松港 重要港湾改修事業（玉藻地区）
- ⑤社会資本整備総合交付金事業（防災・安全）
三本松港海岸 海岸侵食対策事業（須賀地区）
- ⑥浸水対策下水道事業勅使第1地区
（大規模雨水処理施設整備事業）（高松市公共下水道）
- ⑦浸水対策下水道事業今津他4地区
（大規模雨水処理施設整備事業）（丸亀市公共下水道）



この地図は国土交通省四国地方整備局の承認を得て、デジタル道路地図データベースを編集作成したものである

令和5年度 事業評価【新規事業採択時評価】対象事業総括表

令和5年10月現在

| 評価対象番号 | 事業名 | 道路・河川名等 | 事業主体 | 工事箇所 | 着手年度 | 事業完了予定年度 | 総事業費(百万円) | 事業の必要性等 | 対応方針(案) | 摘要 |
|--------|--|----------|------|-------|---------------|----------------|-----------|--|---------|------|
| 1 | 上谷川 事業間連携砂防等事業 | 上谷川 | 香川県 | 善通寺市 | 2024年 (R6) | 2028年 (R10) | 347 | 本溪流は、保全対象として県道大麻琴平買田線(第2次輸送確保路線)、市道(避難路)及び人家23戸を含む土石流危険渓流である。流域には多量の土砂が堆積しており、将来の大雨により土石流が発生する危険性が高まっている状況にあり、土砂災害が発生すれば、下流に甚大な被害が発生する可能性がある。このことから早期の土砂災害対策が必要である。 | 実施 | 資料-1 |
| 2 | 清水川 事業間連携砂防等事業 | 清水川 | 香川県 | さぬき市 | 2024年 (R6) | 2028年 (R10) | 365 | 本溪流は、保全対象として県道高松志度線(第2次輸送確保路線)、県道太田上町志度線、市道及び人家84戸を含む土石流危険渓流である。流域には多量の土砂が堆積しており、将来の大雨により土石流が発生する危険性が高まっている状況にあり、土砂災害が発生すれば、下流に甚大な被害が発生する可能性がある。このことから早期の土砂災害対策が必要である。 | 実施 | 資料-2 |
| 3 | 明神川(西村) 事業間連携砂防等事業 | 明神川 | 香川県 | 小豆島町 | 2024年 (R6) | 2028年 (R10) | 437 | 本溪流は、保全対象として国道436号(第1次輸送確保路線)、町道(避難路)及び人家85戸を含む土石流危険渓流である。流域には多量の土砂が堆積しており、将来の大雨により土石流が発生する危険性が高まっている状況にあり、土砂災害が発生すれば、下流に甚大な被害が発生する可能性がある。このことから早期の土砂災害対策が必要である。 | 実施 | 資料-3 |
| 4 | 高松港 重要港湾改修事業(玉藻地区) | 高松港 | 香川県 | 高松市 | 2024年 (R6) | 2027年 (R9) | 880 | 高松港玉藻地区は駅に近接しているほか、多数のフェリー船等が就航し、さらに周辺ではあなぶきアリーナ香川などの建設が行われる等、人流・賑わいの拠点である。高松港へのクルーズ船の寄港も近年増加傾向にある中、玉藻地区の既存岸壁では5万トン級を超える大型クルーズ船の受け入れができず、人流・賑わいの機会を損失している。本事業は既存岸壁について延伸を行い、大型クルーズ船の受け入れを可能とするものである。 | 実施 | 資料-4 |
| 5 | 社会資本整備総合交付金事業(防災・安全)三本松港海岸 海岸侵食対策事業(須賀地区) | 三本松港 | 香川県 | 東かがわ市 | 2024年 (R6) | 2033年 (R15) | 4,064 | 三本松港須賀地区は、波による防潮堤前面の砂浜の侵食が進み、荒天時に波が直接防潮堤に当たり、波やしぶきが防潮堤を越え、背後の人家等に被害が発生しており、早期の海岸侵食対策が必要である。 | 実施 | 資料-5 |
| 6 | 浸水対策下水道事業 勅使第1地区 (大規模雨水処理施設整備事業) | 高松市公共下水道 | 高松市 | 高松市 | 2024年 (R6) | 2027年 (R9) | 3,490 | 当該地域は、平成16年、21年度などに浸水被害を受けており、既存水路の能力が不足していることから、それらを補完するバイパス幹線を整備し、浸水被害の軽減を図る。 | 実施 | 資料-6 |
| 7 | 浸水対策下水道事業 今津他4地区 (大規模雨水処理施設整備事業) | 丸亀市公共下水道 | 丸亀市 | 丸亀市 | 2024年 (R6) | 2033年 (R15) | 4,400 | 丸亀市公共下水道計画区域では、過去10年間に3回の浸水実績があり、延べ床上浸水戸数は4戸、延べ床下浸水戸数は39戸、延べ道路冠水箇所数が33箇所である。これらの浸水被害を軽減するための対策が必要である。また、既存の排水ポンプ施設の老朽化対策が必要のため、今後計画的に施設の改築・更新をしていく。 | 実施 | 資料-7 |

新規事業採択時評価の視点と対応方針決定の考え方

■ 新規事業採択時評価の視点

① 事業の必要性等に関する視点

- 1) 事業を巡る社会経済情勢等の変化
- 2) 事業の投資効果
- 3) 事業の進捗状況

② 事業の進捗の見込みの視点

事業の実施のめど、進捗の見通し等

■ 対応方針決定の考え方

| 新規事業採択時評価の視点 | | 対応方針 |
|--------------|----------------|------|
| ①事業の 必要性等 | ②事業の進捗の 見込み | |
| ○ | ○ | 実施 |

国土交通省所管公共事業の新規事業採択時評価実施要領

第1 目的

公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、新規事業採択時評価を実施する。新規事業採択時評価は、費用対効果分析を含め、総合的に実施するものである。

第2 評価の対象とする事業の範囲

対象とする事業は、国土交通省が所管する以下の種類の公共事業のうち、維持・管理に係る事業、災害復旧に係る事業等を除く全ての事業とする。ただし、国土交通省が所管する公共事業のうち、いわゆる「その他施設費」に係る事業の評価については、別途定めるところによるものとする。

- (1) 直轄事業
- (2) 独立行政法人等施行事業（特殊法人又はこれに準ずる法人（以下「独立行政法人等」という。）が行う事業をいう。）
- (3) 補助事業等（国庫からの補助（間接補助を含む。以下同じ。）、出資又は貸付に係る事業をいう。ただし、(2)に該当するものを除く。）

第3 評価を実施する事業

評価を実施する事業は、以下の事業とする。

- 1 事業費を予算化しようとする事業
- 2 準備・計画に要する費用を予算化しようとする事業。ただし、次に掲げる事業で、事業採択（事業費の予算化をいう。以下同じ。）前の準備・計画段階で着工時の個別事業箇所が明確なものに限る。
 - ① 高規格幹線道路に係る事業、地域高規格道路に係る事業、連続立体交差事業等（高速自動車国道又は都市高速道路に係る事業を除く。）で大規模なもの（着工準備費を予算化するものに限る）。
 - ② 実施計画調査費を予算化するダム事業

第4 評価の実施及び結果等の公表及び関係資料の保存

1 評価の実施手続

- (1) 評価の実施主体は、本省又は外局（以下「本省等」という。）とする。
- (2) 評価の実施時期は、(3)①及び②1)に掲げる種類の事業については、原則として年度予算の支出負担行為の実施計画が承認される前までに、(3)②2)及び③に掲げる種類の事業については、原則として当該予算に係る年度の前年度末までとする。ただし、政府予算案の閣議決定時に、個別箇所で予算措置を公表する事業については、原則として概算要求書の財務省への提出時までとする。
- (3) 評価は、次の各号に掲げる種類の事業について、それぞれ当該各号に定めるところにより行うものとする。
 - ① 直轄事業 地方支分部局等は、評価を行うに当たって必要となるデータの収集、整理等（以下「データ収集等」という。）を行い、評価を受けるために必要な資料（以下「評価に係る資料」という。）を作成するとともに、本省等に提出する。本省等は、当該事業の予算化について、直轄事業負担金の負担者である都道府県・政令市等に意見を聴いた上で、学識経験者等の第三者から構成される委員会等の意見を聴くとともに、地方支分部局等と協議しつつ、評価に係る資料に検討を加え、当該事業の予算化に係る対応方針を決定する。
 - ②1) 独立行政法人等施行事業（独立行政法人等が行う補助事業を除く。） 独立行政法人等は、データ収集等を行い、評価に係る資料を作成するとともに、本省等に提出し、新規事業化要求等を行う。本省等は、当該事業の予算化等について、関係する都道府県・政令市の意見を聴いた上で、学識経験者等の第三者から構成される委員会等の意見を聴くとともに、独立行政法人等と協議しつつ、評価に係る資料に検討を加え、当該事業の予算化等に係る対応方針を決定する。
 - 2) 独立行政法人等施行事業（独立行政法人等が行う補助事業に限る。） 独立行政法人等は、データ収集等を行い、評価に係る資料を作成するとともに（間接補助事業の場合については、地方公共団体と十分な調整を図るものとする。）、本省等に提出し、補助金交付等に係る要求（間接補助事業の場合には地方公共団体が実施）を行う。本省等は、評価に係る資料に検討を加え、当該事業の補助金交付等に係る対応方針を決定する。
 - ③ 補助事業等 地方公共団体等、地方公社又は民間事業者等（国、独立行政法人等、地方公共団体等又は地方公社以外のものをいう。以下同じ。）は、データ収集等を行い、評価に係る資料を作成するとともに、本省等に提出し、補助金交付等に係る要求（間接補助事業の場合には地方公共団体が実施）を行う。本省等は、評価に係る資料に検討を加え、当該事業の補助金交付等に係る対応方針を決定する。

- (4) 河川事業、ダム事業における評価の実施手続きについては、河川法に基づく河川整備計画の策定・変更の手続きの活用を図るものとする。

2 評価結果、採択箇所等の公表

所管部局等（国土交通省の各事業を所管する本省内部部局又は外局をいう。以下同じ。）は、1(3)①及び②1)に掲げる種類の事業については、原則として年度予算の支出負担行為の実施計画が承認される前までに、1(3)②2)及び③に掲げる種類の事業については、原則として年度予算の支出負担行為の実施計画が承認された後（年度予算の支出負担行為の実施計画に係らない事業については、独立行政法人等の予算、事業計画及び資金計画に係る国土交通大臣認可の後）、評価結果及び採択箇所等を、評価手法等とともに公表するものとする。ただし、政府予算案の閣議決定時に、個別箇所ですら予算措置を公表する事業については、原則として概算要求書の財務省への提出時に公表するものとする。

3 関係資料の保存

- (1) 所管部局等は、完了後の事後評価終了の日に係る特定日以後10年まで、評価結果及び採択箇所等に関する資料を保存するものとする。
- (2) 地方支分部局等、独立行政法人等、地方公共団体等、地方公社又は民間事業者等は、完了後の事後評価終了の日に係る特定日以後10年まで、費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化の分析を適確に実施するために必要となる関係資料を保存するものとする。

4 一括配分に係る事業に関する特例事項

一括配分に係る事業（地方支分部局等の長が年度予算の支出負担行為の実施計画に関する書類の一部となる計画の作製に係る事務を行う事業）については、以下のとおりとする。

- ① 1(1)の規定については、「本省又は外局（以下「本省等」という。）」を「地方支分部局等」と読み替えるものとする。
- ② 1(3)の規定については、以下のとおりとする。
- 1) 1(3)②2)及び③に掲げる種類の事業については、1(3)②2)及び③の「本省等」を「当該事業を所管する地方支分部局等」と読み替えるものとする。
- 2) 1)の場合、地方支分部局等は、補助金交付等に係る対応方針を本省等に送付するものとする。
- ③ 2の規定については、「所管部局等（国土交通省の各事業を所管する本省内部部局又は外局をいう。以下同じ。）」を「所管部局等（国土交通省の各事業を所管する本省内部部局又は外局をいう。以下同じ。）及び当該事業を所管する地方支分部局等」と読み替えるものとする。

第5 評価の手法

1 評価手法の策定

- (1) 所管部局等は、事業種別ごとの費用対効果分析を含む評価手法を策定する。なお、事業種別ごとの評価手法の策定に当たっては、学識経験者等から構成される委員会（以下「評価手法研究委員会」という。）を設置し、意見を聴くものとする。
- (2) 大臣官房は、評価手法について事業種別間において共通的に考慮すべき事項（以下、「共通的事項」）について策定する。なお、共通的事項を策定するに当たっては、第5の3に定める公共事業評価手法研究委員会の意見を聴くものとする。
- (3) 大臣官房及び所管部局等は、それぞれ策定した共通的事項及び事業種別ごとの評価手法を第6に定める公共事業評価システム検討委員会に報告するとともに、策定した評価手法を公表するものとする。
- (4) 評価手法の改善については、第5の1(1)、(2)及び(3)の「策定」を「改善」に読み替えるものとする。

2 評価手法の改善

所管部局等は、評価の精度の向上を図るため、評価の実施の状況等を踏まえ、必要に応じて事業種別ごとに評価手法について検討を加え、その結果に基づいて必要な改善を行うものとする。

3 公共事業評価手法研究委員会

評価手法に関する事業種別間の整合性や評価指標の定量化等について検討するため、国土交通省に学識経験者等から構成する公共事業評価手法研究委員会を設置する。また、必要に応じて、研究委員会の下に分科会を設置する。

第6 公共事業評価システム検討委員会

国土交通省所管公共事業の事業評価の円滑かつ的確な実施を確保するため、国土交通省に公共事業評価システム検討委員会（以下「検討委員会」という。）を置く。検討委員会は、事業評価の実施要領の改定等の事業評価に係る重要事項について検討し、決定する。また、検討委員会は、必要に応じて、検討委員会の下に事業特性に応じた部会を設置し、評価の適正化に関する検討を行うものとする。なお、このほか、詳細については、別途定めるものとする。

第7 その他

1 沖縄における事業の取扱

内閣府に予算が一括計上される事業については、内閣府と十分調整を図るものとする。

2 事業種別ごとの実施要領の細目

所管部局等は、本要領に基づき、事業種別ごとの新規採択時評価についての実施要領の細目を定め、検討委員会に報告するものとする。

第8 施行

- 1 本要領は、平成30年3月30日から施行する。
- 2 本要領の施行に伴い、「国土交通省所管公共事業の新規事業採択時評価実施要領（平成23年4月1日改定）」は、廃止する。

砂防事業等の新規事業採択時評価実施要領細目

第1 目的

「砂防事業等の新規事業採択時評価実施要領細目」は、「国土交通省所管公共事業の新規事業採択時評価実施要領」に基づき、砂防事業、地すべり対策事業（以下、「砂防事業等」という。）の新規事業採択時評価を実施するための運用を定め、もって適正に新規事業採択時評価を実施し、砂防事業等の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図ることを目的とする。

第2 評価の対象とする事業の範囲

砂防事業等のうち、以下の事業を除く全ての事業を対象とする。

- (1) 砂防激甚災害対策特別緊急事業等の災害に係る緊急事業
- (2) 砂防管理
- (3) 災害復旧に係る事業

第3 評価を実施する事業

1 事業評価の単位の取り方

原則として、以下の通りとする。

- (1) 砂防事業については、水系、山系や幹川等の単位
- (2) 地すべり対策事業については、施工区域単位

第4 評価の実施及び結果等の公表

1 評価に係る資料

評価に係る資料は、本細目第5に定める評価項目について整理した資料とする。なお、必要に応じ資料の追加等ができるものとする。

2 資料の提出先

評価に係る資料について、本省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課（以下「砂防計画課」という。）に提出するものとする。

3 都道府県からの意見聴取について

当該事業の予算化について、砂防事業については砂防法（明治30年法律第29号）第14条第2項及び第17条、地すべり対策事業については地すべり

防止法（昭和33年法律第30号）第28条第1項、第2項及び第3項の規定により費用を負担することになる都道府県の意見を聴くものとする。意見の聴取については本省にて行うものとし、その実施時期は学識経験者等の第三者から構成される委員会等への意見聴取を行う前までに行う。

第5 評価の方法

1 砂防事業等の評価項目

砂防事業等については、原則として以下の評価項目に基づいて新規事業採択時評価を実施するものとする。

- (1) 災害発生時の影響
 - (2) 過去の災害実績
 - (3) 災害発生危険度
 - (4) 地域開発の状況
 - (5) 地域の協力体制
 - (6) 事業の緊急度
 - (7) 災害時の情報提供体制
 - (8) 関連事業との整合
 - (9) 代替案立案等の可能性
 - (10) 費用対効果分析 等
- なお、環境整備に係わる事業にあつては(4) (5) (6) (8) 及び(10)に加え、
- (11) 溪流の利用状況
 - (12) 溪流及び周辺の状況 等

2 評価の手法

新規採択候補事業において、上記評価項目ごとの評価結果を踏まえ、総合的な視点から採択優先度を決定するとともに、予算上の制約条件等を考慮の上、新規採択箇所を決定するものとする。なお、評価項目の一つである費用対効果分析については、別に定める以下のマニュアルに基づき算定するものとする。

- (1) 砂防事業については、「砂防事業の費用便益分析マニュアル（案）」及び「土石流対策事業の費用便益分析マニュアル（案）」、「治水経済調査マニュアル（案）」
- (2) 地すべり対策事業については、「地すべり対策事業の費用便益分析マニュアル（案）」及び「治水経済調査マニュアル（案）」

第6 施行

- 1 本細目は、平成27年8月25日から施行する。
- 2 平成22年4月1日に改定された「砂防事業等の新規事業採択時評価実施要領細目（国河計第142号）」は廃止する。

港湾整備事業及び海岸事業の新規事業採択時評価実施要領細目

第1 目的

港湾整備事業及び海岸事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、「国土交通省所管公共事業の新規事業採択時評価実施要領」に基づき、本実施要領細目を定める。

第2 新規事業採択時評価の対象とする事業の範囲（実施要領第2 関連）

対象とする事業は、港湾整備事業及び海岸事業のうち、維持・管理に関わる事業、災害復旧に関わる事業等を除く全ての事業とする。

第3 新規事業採択時評価を実施する事業（実施要領第3 関連）

評価を実施する事業は、港湾整備事業および海岸事業のうち、新たに事業費を予算化しようとする事業とする。

評価の対象は、個別の施設に対して実施するのではなく、特定の機能を発揮するために必要な一連の施設群をまとめたプロジェクトに対して実施する。

第4 新規事業採択時評価の手法（実施要領第5 関連）

評価の実施に当たっては、別に定める「港湾整備事業の費用対効果分析マニュアル」及び「海岸事業の費用便益分析指針（改訂版）」に基づくものとする。

第5 施行

- (1) 本実施要領細目は、平成29年3月10日から施行する。
- (2) 本実施要領細目の施行に伴い、「港湾関係事業及び海岸事業の新規事業採択時評価実施要領細目（平成23年7月5日策定）」は廃止する。

下水道事業の新規事業採択時評価実施要領細目

第1 目的

「下水道事業の新規採択時評価実施要領細目」は、「国土交通省所管公共事業の新規事業採択時評価実施要領」に基づき、下水道事業の新規採択時の評価を実施するための細目をまとめたものであり、下水道事業の効率的・効果的实施並びにその過程の透明性・客観性の一層の向上を図ることを目的とする。

第2 評価の対象とする事業の範囲

新規に事業採択を要求する以下の事業を対象とする。

- ・ 公共下水道事業
- ・ 特定公共下水道事業
- ・ 特定環境保全公共下水道事業
- ・ 流域下水道事業
- ・ 都市下水路事業

但し、新規採択後に全体計画変更、下水道法第4条第1項の規定に基づき国土交通大臣の認可を受けた事業計画（以下「事業計画」という）の認可変更により新たな処理区に係る事業に着手する場合は継続事業として扱い、「下水道事業の再評価実施要領細目」により評価を行う。

第3 評価を実施する事業

1 事業単位の取り方

- ・ 新規事業の採択を要求する時点で事業主体が策定している全体計画を単位として評価を実施する。全体計画に含まれる地方公共団体の単独事業については、これを含めたうえで一体的に評価を行う。
- ・ 公共下水道事業、特定公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業（いずれも流域関連の事業を含む）は、市町村単位あるいは複数市町村の一部事務組合単位で評価を行う。
- ・ 公共関連の特定環境保全公共下水道事業については、公共下水道事業と一体的に評価を行う。
- ・ 流域下水道事業は、事業箇所を単位として評価を行う。なお、流域下水道事業については、流域関連の公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業と一体的に評価を行う。
- ・ 都市下水路事業は、事業箇所を単位として評価を行う。但し、近接して1市町村内に

複数の都市下水道事業がある場合においては、流域単位に一括して評価を行うことが出来る。

第4 評価の実施及び結果等の公表

1 評価の実施手続き

(1) 評価に係る資料の作成部局

新規事業採択時の評価に当たっては、以下に定める事業主体は評価に係る資料を作成し、補助金交付等に係る要求を行う。資料の作成は、事業主体のうち下水道事業の所管部局が中心となってこれを行う。

評価に必要な資料の作成主体は、以下の通りとする。

- ・ 公共下水道事業、特定公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業（いずれも流域関連の事業、公共関連の事業を含む）、都市下水道事業については、原則として市町村又は一部事務組合。都道府県代行制度により事業を実施しようとする場合においては、都道府県の協力を得たうえで市町村
- ・ 流域下水道事業については、流域関連の公共下水道・特定環境保全公共下水道の事業主体である市町村又は一部事務組合の協力を得たうえで都道府県

(2) 作成する資料

事業主体が作成する資料は以下の通りとする。なお、必要に応じ資料の追加等ができるものとする。

①事業概要

事業名、処理区名及び面積（ha 単位）、処理施設の名称、処理方法、処理能力（晴天時日最大、雨天時日最大）、計画処理人口、事業採択年度、事業費（補助対象事業費、単独事業費）

②評価に関する指標

第5に定める指標に関する分析結果。

③新規採択理由

新規に事業採択を要求する理由。

(3) 資料を提出する時期

事業主体は、翌年度に新規採択を要求する事業について、以下の期日までに（2）に定める資料を作成し、（4）に提出するとともに当該事業の補助金交付に係る要求を行う。

- ・ 公共下水道事業、特定公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業及び都市下水道事業については、毎年11月末日
- ・ 流域下水道事業については、毎年6月末日

(4) 資料の提出先

評価に係る資料は、当該補助事業を所管する地方支分部局等（以下、「地方分部局等」という）を経由して、国土交通省都市・地域整備局下水道部下水道事業課（以下、「下水道事

業課」という)に提出する。

2 評価結果、採択箇所等の公表

(1) 公表するものの具体的内容

国土交通省都市・地域整備局下水道部(以下、「下水道部」という)及び地方支分局等は、「国土交通省所管公共事業の新規事業採択時評価実施要領」第4の3項に従い、地方公共団体等から提出された第4の1に規定する資料に検討を加え、当該事業の補助金交付に関する対応方針を決定する。その際、下水道部及び地方支分局等は、(2)で規定する時期に以下の資料を公表する。

- ・ 評価対象事業の概要
- ・ 評価の概要と評価結果
- ・ 判断の根拠と対応方針

(2) 公表の具体的時期

- ・ 流域下水道事業については、概算要求書の財務省への提出時及び政府予算案の閣議決定時に公表する。
- ・ 公共下水道事業、特定公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、都市下水路事業については、翌年度予算の支出負担行為の実施計画が承認された後に公表する。

(3) 公表方法

公表は、記者発表、下水道部及び地方支分局等における閲覧等によるものとする。

第5 評価の方法

評価を行う際に整理すべき指標、新規に事業採択を決定する際の判断基準等(以下「下水道客観評価手法」という)については、別に定める。なお、評価指標のひとつである費用対効果分析結果については、「下水道事業における費用効果分析マニュアル(案)(社)日本下水道協会」に基づき評価する。

第6 施行

- 1 本細目は、平成16年2月23日から施行する。
- 2 平成13年8月22日に改定された下水道事業の新規採択時評価実施要領細目は廃止する。